

平成 18 年 4 月 27 日

財団法人財務会計基準機構

企業会計基準委員会 殿

大阪府水道工事業厚生年金基金

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する  
当面の取扱（案）」に対する意見

平成 18 年 3 月 16 日付で公開された標記に対して下記のとおり意  
見を申し上げます。

記

このたびの公開草案は、厚生年金保険法の改正に伴って政府（厚  
生年金本体）から受け取ることとなる交付金に関する実務的な取扱  
いにかかるものとなっているが、平成 16 年度の厚生年金保険法の改  
正により、厚生年金基金制度における代行部分の債務は最低責任準  
備金とすると明確に定められたのであるから企業会計基準における  
退職給付会計基準についても代行部分に対する PBO イコール最低  
責任準備金とする取扱いに早急に見直すよう強く要望します。

以 上